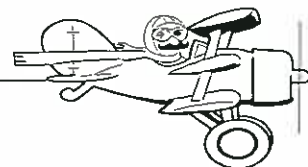


今回のテーマ

定期保険の税務と保険期間



経営者向けの保険として、定期保険に加入されている方が多いですが、定期保険は契約年齢と保険期間によって、税務上の取扱も変わり、保険としての特長も変化します。そのため加入目的に合わせて適切な期間の定期保険を選択する必要があります。

今回は定期保険の税務と保険期間による特長の違いを紹介いたします。

定期保険税務・ワンポイントレッスン

① 保険料全額損金の定義「105ルール」(直法2-2)

- a 被保険者の契約年齢+(保険期間×2) ≤ 105(以下)
- b 保険満了年齢70歳(被保険者年齢問わず)

①(例) 45歳男性、75歳満了定期保険加入  
 $45 + (30年 \times 2) \leq 105$ ・全額損金

② 保険料1/2損金の定義(直法2-2)

- c 被保険者の契約年齢+(保険期間×2) > 105(超)
- \* 1/2損金プランは契約当初6割相当期間の保険料を1/2損金・1/2資産とし残り4割相当期間は支払保険料全額を損金算入、6割相当期間で積立てた資産を残り期間で按分し損金算入するものとする。

②(例) 50歳男性、90歳満了定期保険加入  
 $50 + (40年 \times 2) > 105$ ・1/2損金\*

【参考】

- ☆ 逡増定期の場合は「90ルール」(課法2-3)
- ・上記計算式で90以下が全損、91~105以下が1/2損金
- ・保険満了年齢60歳(被保険者年齢問わず)の場合は全額損金となります。( \* 部分も同じ考え方になります)

(例)上記②で年間保険料50万円の仕訳

当初24年間	借方	貸方
	定期保険料25万円	現金 50万円
	保険積立金25万円	
残り16年間	借方	貸方
	定期保険料50万円	現金 50万円
	定期保険料37.5万円	保険積立金37.5万円

45歳加入の定期保険料の税務処理と解約返戻金(CV)のイメージ

15年満了(全損)  
CV殆どなし

- ・事業保障準備資金
- ・死亡退職金・弔慰金の準備

～年満了・歳満了の考え方について～  
 ・年満了の場合は90歳まで自動更新  
 ・歳満了の場合は自動更新なし

75歳満了(全損)  
CVイメージ

- ・事業保障、死亡退職金・弔慰金の準備
- ・含み資産(CV)の活用=退職金準備



90歳満了(1/2損金)  
CVイメージ

- ・事業保障、死亡退職金・弔慰金の準備
- ・含み資産(CV)の活用=退職金準備

今回は、「定期保険」の税務と保険期間による特長の違いを紹介致しました。同じ「定期保険」であっても保険期間によって大きく特長が変化しますので、加入目的も当然異なります。保険に加入する際には、保険の種類や保険金額・保険料だけでなく、ご自身の保険加入目的に合わせて、適切な保険期間をしっかりと選択することが重要です。

具体的なお相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。